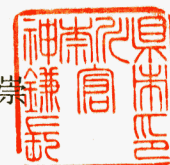


鎌土地第14-8号
平成26年 7月18日

学校法人 栄光学園
理事長 萱場 基 様

鎌倉市長 松 尾 崇



鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模開発事業に対する助言及び指導について

鎌倉市まちづくり条例（以下「条例」という。）では、基本理念として「本市のまちづくりは、市民、事業者及び市の相互の信頼、理解及び協力の下に、市民の参画によって行わなければならない。」と定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにしており、事業者の責務として、事業者が開発事業を行うにあたっては、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない旨を定めています。

ついては、平成26年2月28日付けで学校法人栄光学園から、大規模開発事業基本事項の届出のありました「栄光学園70周年事業校舎建設計画」においては、条例の趣旨に沿った事業計画となるよう、次のとおり助言及び指導に即するよう努めてください。

1 良好な景観への配慮

- (1) 建築物の形態は、景観計画に定める一般住宅地区域、緑地景観区域及び公共公益施設区域の良好な景観形成のための方針及び景観形成基準に適合させ、施設相互に部位・部材ごとの意匠・形態や色彩等を系統化し、大きな構造体と視認されないよう、壁面意匠に変化をつける。
- (2) 建築物の配置については、自然地形を活かし、周辺景観に馴染むようにする。
- (3) 眺望点（玉縄五丁目公園）からの眺望景観に配慮する。
- (4) 事業区域北側については、プライバシーの保護に配慮の上、住宅からの見え方と使用する素材・色彩などを考慮する。

2 緑化等の推進

- (1) 事業区域は、鎌倉市緑の基本計画において「緑化地域指定候補地」に含まれており、「特別緑地保全地区指定候補地（龍宝寺地区）」にも一部が含まれるため、候補地に位置付けた趣旨に則した計画とする。
- (2) 既存樹木の伐採後は、地域特性を踏まえた樹種により、緑の量と質の充実を図り、緑豊かな学校施設とする。
- (3) 事業区域北側の植栽については、隣接する民家への建築物の圧迫感を感じさせないように配慮する。
- (4) 屋上緑化に当たっては、生徒にも緑化の効果が感じられるよう配置や形態に配慮する。



3 環境負荷の低減

- (1) ビオトープの設置や乾燥時にグラウンドへ散水ができる貯水スペースを設けるなど、施設内で雨水の有効利用を図り、環境負荷の低減に配慮した施設とする。
また、丘陵地の頂上部での建築であることから、雨水の流出を抑制するため、施設の設置に配慮する。
- (2) 太陽光パネル等の設備の設置や校舎の素材や形態を活かすことなどにより、低炭素社会にふさわしい、自然と共生した建設計画とする。
- (3) ごみの分別と資源化を徹底できるよう、ごみの種類に応じた保管場所を確保するとともに、厨房設備を設置する場合は、生ごみ処理機の導入により生ごみの資源化を図る。

4 防災等

- (1) 消防水利については、現状の水利を維持する。
- (2) 事業区域は、現在災害時の広域避難場所となっており、工事中及び工事後も有効に役割が果たせるよう、構造・設備上の配慮や機能の充実を図る。
- (3) グラウンドについては、神奈川県ドクターヘリコプター場外離着陸場として、引続き使用ができるようにする。

5 工事の実施

- (1) 工事の実施にあたっては、工事説明会を開催するとともに、騒音、振動、粉塵による影響の低減に努め、廃材や資機材等の搬出入時における工事車両の安全対策等に十分配慮する。また、周辺町内会や沿道の住民と十分協議を行い、工事協定を結ぶなど、円滑に工事を実施する。
- (2) 解体の際には、期間及び時間帯に考慮し、生徒の学習や近隣住民の生活に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、廃材のリサイクルを配慮した業者選定を行う。
- (3) 事業区域内においては、生徒等への安全対策を徹底するとともに、最大限の事故防止策を講ずる。

6 その他

- (1) 既存の記念樹、裏門や建築物など、歴史的な事物や生徒の記憶に留まるものを保存する。
- (2) 条例に基づく手続（大規模開発事業基本事項届出書）は、具体的な公共施設の整備に係る技術審査を行うものではないことから、今後、建築確認等を行う前に、公共施設の整備その他について、市関係各課と事前協議をするとともに、そこで得られた意見等を踏まえた計画とする。